

平成二十八年一月十九日受領
答 弁 第 三 一 一 号

内閣衆質一九〇第三一号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出安全保障法制の国民への説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出安全保障法制の国民への説明に関する質問に対する答弁書

お尋ねの説明について、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、安倍内閣総理大臣は、平成二十七年九月二十五日に、内閣総理大臣官邸において、マスコミを通じその内容が広く国民の皆様に向けて伝えられた記者会見において、また、中谷国务大臣は、同年十月九日に、日本プレスセンタービルにおいて、一般の方を対象として開催された第九回安全保障シンポジウム「安保法制審議の検証と今後の課題」において、平和安全法制（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）をいう。以下同じ。）について説明を行うなど、関係閣僚が、記者会見、テレビ出演、マスコミの取材等の様々な機会を捉えて説明に努めている。また、首相官邸等のホームページを通じて、広く国民の皆様を対象として、平和安全法制の必要性、趣旨、目的及び具体的内容について、説明を行っている。